

平成 22 年 11 月 22 日(月)
境川流域総合治水対策協議会事務局
愛知県建設部 河川課 計画グループ
永田・杉谷(内線 2729・2730)
ダイヤルイン 052-954-6555
愛知県建設部 下水道課 公共下水道グループ
竹内・西谷(内線 2687・2684)
ダイヤルイン 052-954-6533

第 25 回境川流域総合治水対策協議会の結果報告について

平成 22 年 11 月 22 日に開催された、境川流域総合治水対策協議会（名古屋市始め 10 市 2 町及び県にて構成）において、以下の項目を協議・確認し、今後も引き続き、積極的に総合治水対策を実施していくことを合意しましたので、お知らせします。

1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定について

境川流域の総合治水対策を確実に進めるため特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年 6 月 11 日公布・平成 16 年 5 月 15 日施行)に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域（以下、「特定都市河川等」という。）の指定を目指すこととし、県は年内を目標に国土交通大臣の同意手続きなどに着手する。

特定都市河川等の指定に関わる国土交通大臣の同意後、県及び 12 市町は、雨水浸透阻害行為の対象となる流域内の住民や事業者等に対して、特定都市河川等の指定予定日とあわせ雨水浸透阻害行為の許可が必要となる旨の周知を、指定日（平成 23 年度下半期を目途）まで行なう。

特定都市河川等の指定の上、さらに雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を 500 m² とすることについて、名古屋市及び豊田市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が実施に向け調整を図るものとする。

2. 「流域水害対策計画」の策定について

現在検討中の特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」について、今後、学識経験者や関係住民の意見を聴取し、河川法に基づく「河川整備計画」とあわせ、特定都市河川等の指定後すみやかに策定できるよう県及び 12 市町は協力する。

【背景】

境川・猿渡川流域(流域面積264km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域の開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和58年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

この間、流域の都市化率は約58%に達し、計画想定値の50%を上回り、開発に伴う必要対策量約332万m³に対し、平成21年度末で約178万m³(約54%)にとどまっている。

平成16年12月10日の第17回の協議会で境川流域整備計画の見直しに向けた主要な方針として、以下の4点が合意されている。

境川、逢妻川及び猿渡川において河道掘削などの河川改修を推進すること。

ため池及び農地を適正に保全すること。

特に、遊水機能の保全に向け、適正な土地利用に努めること。

「緊急五ヶ年計画」以降も、引き続き、流域対策を推進すること。

平成19年3月23日の第20回境川流域総合治水対策協議会では以下が合意された。

「特定都市河川浸水被害対策法」を境川・猿渡川流域へ適用することとし、同法第4条に基づく河川、下水道等を含む総合的な浸水被害の防止を図る「流域水害対策計画」の策定作業に着手する。また、法の指定時期については、流域水害対策計画の策定作業の進捗に基づき協議会において判断する。」

流域水害対策計画 - 河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後20～30年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

河川整備計画 - 河川管理者が河川法に基づき、今後20～30年間の治水、利水、環境に関する具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。